

新居浜工業高等専門学校企画調整会議規則

平成25年9月10日規則第3号

最終改正 平成29年2月21日

(趣旨)

第1条 この規則は、新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）運営組織規則第18条第2項の規定に基づき、企画調整会議に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 企画調整会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本校の運営についての重要事項に関すること。
- (2) 運営会議に諮るべき事項に関すること。
- (3) その他校長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 企画調整会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（総務企画担当）
- (3) 教務主事，学生主事及び寮務主事
- (4) 専攻科長
- (5) 事務部長

(会議)

第4条 校長は、企画調整会議を招集し、その議長となる。

2 企画調整会議は、原則として月1回開催するものとする。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。

(委員以外の者の出席)

第5条 校長が必要と認めた場合は、委員以外の教職員を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(事務)

第6条 企画調整会議の事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成25年9月10日から施行する。

附 則（平成29年2月21日 一部改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。